

第 1 2 回

天王町・昭和町・飯田川町

合併協議会会議録

開催日 : 平成16年 3月26日

場 所 : 飯田川町公民館

第12回 天王町・昭和町・飯田川町合併協議会

1. 日 時 平成16年3月26日(金)午後2時~午後4時38分

2. 場 所 飯田川町公民館

3. 出席した委員等 会 長 石 川 光 男

第1号委員 千 田 鐵太郎 小 玉 久 男

第2号委員 後 藤 一 志 堀 井 克 見 千 田 正 英

赤 平 末次郎 小 林 友 明 大 澤 一 義

門 間 英 也 佐 藤 正 信 伊 藤 栄 悦

第3号委員 佐々木 吉 男 三 浦 トシ子 鈴 木 久米雄

館 岡 哲 淡 路 徹 南 都 武 男

伊 藤 義 弘 小 玉 喜久子 鈴 木 政 亞

4. 欠席した委員 第4号委員 山 口 博 司

5. 出席した幹事等 幹 事 長 佐々木 嘉 一

副幹事長 渡 邊 毅 間 杉 作 朗

幹 事 高 橋 利 雄 大 越 宏

門 間 鋼 悦 伊 藤 賢 志

澄 利 行 千 種 肇

教 育 長 保 坂 廣治郎 小 林 洋 菊 地 紘

専門部会長 鈴 木 司 宮 田 隆 悦 伊 藤 正

児 玉 俊 幸 山 口 義 光 肥田野 耕 二

佐々木 博 信

事 務 局 幸 村 公 明 渡 辺 雅 人 菅 原 龍太郎

村 山 久 尚 他5名

新市名称候補選定小委員会 委 員 長 門 間 光 夫

副委員長 石 川 久 悦 門 間 久一郎

委 員 伊 藤 金 政 菅 原 昭 衛 門 間 正 光

6. 協 議 案 件

(1) 報 告

・報告第15号 新市名称候補選定結果について

(2) 協 議

・協議第9号 新市の名称について

・協議第15号《継続協議》議会議員の定数及び任期の取扱いについて

・協議第16号《継続協議》農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

・協議第47号 国際交流事業の取扱いについて

・協議第48号 納税関係事業の取扱いについて

・協議第49号 交通関係事業の取扱いについて

・協議第50号 高齢者福祉事業の取扱いについて

・協議第51号 社会福祉協議会の取扱いについて

- ・協議第52号 勤労者、消費者関連事業の取扱いについて
- ・協議第53号 平成16年度天王町・昭和町・飯田川町合併協議会事業計画（案）について
- ・協議第54号 平成16年度天王町・昭和町・飯田川町合併協議会予算（案）について

7. 次回開催日について

【協議内容】

司 会（事務局長 幸村）

皆様、本日は大変お忙しい中、ご出席を頂きまして、誠にありがとうございます。只今から、第12回天王町・昭和町・飯田川町合併協議会を開会致します。開会にあたりまして、会長であります石川天王町長から、挨拶を申し上げます。

会 長（石川天王町長）

皆様今日は、年度末で大変お忙しい中出席いただきまして、誠にありがとうございました。新市名称候補選定小委員会の皆様もありがとうございました。さて本日は、新しい協議項目として「新市名称について」を提案をしております。前回第11回の協議会では、新市名称の応募状況について報告しておりましたが、これら数多くの応募作品の中から、新市名称候補選定小委員会において10候補を絞り込んで頂きました。それこそ大変なご苦労があったことと思います。本日は門間委員長をはじめ、委員の皆様にご出席を頂いております。この場をお借りして改めて敬意を表しますと共に感謝とお礼を申し上げます。又、継続協議となっております、議会議員の定数及び任期の取扱いに関する協議項目については、前回の第11回におきまして「在任の期間は平成18年の秋頃までを希望する定数は上限26人に近いものに」という意見や「住民代表の意見も十二分に拝聴しなければならない」「再度合併特別検討委員会で協議しなければならない」「在任特例は長くても1年以内」などの意見がありました。また「在任特例は住民の理解が得られるところまで腹を割って協議すべき」との意見もあり、依然として継続協議としております。拙速は避けるべきと考えておりますが、今まで述べてきたとおり、この件については住民も深い関心を寄せておりますことから、より前向きな意見を交わしながら協議の前進を図って参りたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。本日は、この他に10の協議案件を上程しております。よろしくご協議を賜りますようお願い致しましてあいさつと致します。

司 会（事務局長 幸村）

ここで、出席委員数の報告をさせていただきます。本日は20名の委員の皆様の出席を賜っております。規約第10条第1項の規定により、本会議が成立したことをご報告致します。なお、秋田地域振興局長の山口委員から、欠席する旨のご連絡がありましたことをご報告致します。

また、委員の皆様にお願ひでございますが、会議における発言につきましては、会議録を作成するため録音をしております。発言の際は、必ずお手元のマイクを使って頂くようお願い申し上げます。それでは、会長から会議の進行をお願い致します。

会 長（石川天王町長）

直ちに、会議録署名委員の指名を致します。本日の会議録署名委員は、会議運営規程に基づき、

天王町の鈴木久米雄委員と天王町の三浦トシ子委員を指名致しますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、報告第15号新市名称候補選定結果についてですが、この件に関しましては、名称の絞り込み作業について新市名称候補選定小委員会にお願い致しております、新市名称候補選定結果については選定小委員会の門間光夫委員長から、ご報告をお願い致します。

説明者（新市名称候補選定小委員会委員長 門間光夫）

新市名称候補選定小委員会を代表して、新市名称候補の選定経過及び選定結果について、ご報告申し上げます。新市名称候補選定小委員会は、新市名称募集要項及び新市名称候補選定小委員会設置要項に基づいて、選定作業を進めて参りました。第1回選定小委員会は、1月20日に開催しております。1つ目は、新市名称について3町の名称は使用しない。2つ目は新市にふさわしい名称であること。以上の2点を念頭におきながら、2月11日に締め切られるまでの応募した新市名について、事務局からご報告を頂きました。応募総数2,547点、有効2,523点、無効24点となっており、2月11日以降整理されたものが各委員に資料として届き、2月26日まで各委員が応募原稿の中から10点ずつ選び、郵送の上、事務局に届けております。

第2回新市名称候補選定小委員会は、3月1日委員全員出席で開催しております。1つ目は、26日まで郵送された小委員会委員の10点、6人で60点について検討作業に入りました。その際、事務局で同名市名等を整理し、会議では45点について選定作業を進めました。第2番目は、選定作業、45点の中から、新市名称候補10点に絞るため協議を進めました。その際は、選定に関する協議上の留意点として募集要項及び小委員会の設置要項を念頭におきながら協議を進めました。選定に関する協議上の留意点としては3つ程ありますけれども、1つ目は、呼称同類系のもの、市名の同じ類型のもの。2つ目は地理的、歴史的類似のもの。3つ目は、将来に対する願望等を込めた類似性のもので、等々で45点について整理の上、まとめ作業に入り絞り込んで参りました。協議を進める中で、新市名としてふさわしいと思われる10点について再確認し、地域住民の方々の心情と将来の地域の特性を示すものとして、10点を答申することに意見の一致を見ました。以上、新市名称候補選定小委員会の新市名の選定経過及び結果についてご報告申し上げます。

会 長（石川天王町長）

ありがとうございました。門間委員長を始め委員の皆様のご苦勞に対して、心から敬意を表しますと共に、感謝とお礼を申し上げます。それでは、資料に基づいて、事務局から新市名称候補選定結果及び選定理由を朗読して下さい。

説明者（事務局長 幸村）

資料の3ページをご覧ください。それでは、資料に基づいて朗読して参ります。順番は、五十音順でございます。

第1番目は、王和田市（おうわだし）でございます。この選定理由につきましては、3町の2番目の文字を組み合わせ、謙虚な心の中にも大きな進歩を目指し、3町合併の証を残したい。旧3町にこだわらず、和を大切に、市の基幹産業を中心とした緑豊かな田園都市を目指している。

第2番目は、潟上市（かたがみし）でございます。この理由につきましては、平安初期、元慶2年に出羽の国に反乱があり、三代実録によれば、秋田城への反乱12村落の中で方上村が記録されており、自然発生的村落の初見である。その地域は今日の天王、昭和、飯田川の3町地域と推定されている。方上の方は潟の意味で潟上にして市名とした。類聚和名抄によれば、3町を含む一帯が方上郷となり、一つのまとまりを見せた地域となっている。

第3番目は、湖南省(こなんし)でございます。この理由につきましては、三町は八郎湖の南部に位置し、地理的条件から湖南地区として愛称されている。ごみ処理広域組合も湖南を使用している。湖南地区の三町に不平等が生じないよう素直に親しまれ、新市の飛躍・発展につながることを願っている。

第4番目は、湖竜市(こりゅうし)でございます。この理由につきましては、竜は八郎湖の伝説にある八郎太郎をイメージしている。また、天に昇る昇竜の運勢の良い縁起である。新市の限りない発展への願いが込められている。

第5番目は、三栄市(さんえいし)でございます。この理由につきましては、3町が合併したことがイメージでき、将来、栄える地域になるようにとの願いが込められている。

第6番目は、豊郷市(とよさとし)でございます。この理由につきましては、豊なるふるさととして、新市の将来の展望を図り、更なる発展・繁栄の願いが込められている。

第7番目は、八郎市(はちろうし)でございます。この理由につきましては、八郎潟の主、八郎太郎の名を冠することにより、八郎太郎伝説とともに風土が理解できる。八郎太郎の力強い飛翔を願った新しい市名でありたいという願いが込められている。

第8番目は、穂波市(ほなみし)でございます。この理由につきましては、自然が豊で、心が潤うような景観のなかで、安心して暮らせる地域づくりを目指し、基幹産業である農業の発展を願っている。

第9番目は、水穂市(みずほし)でございます。この理由につきましては、みずほ、この和語の響きが心地よい。水は八郎潟、日本海、生命の水へと、穂は稲に代表される豊かな生産活動へとイメージを広げている。

第10番目は、みどり市(みどりし)でございます。この理由につきましては、みどりは命のめばえ、成長、発展をイメージさせる。どの年代にも親しみやすく、新市の海、湖、土地の若々しい、力強い発展と希望、郷土愛へとつながる。以上であります。

会 長(石川天王町長)

報告は終わりました。

続いて協議に入ります。協議第9号新市の名称についてを議題と致します。事務局から説明をお願いします。

説明者(事務局長 幸村)

6ページをご覧ください。協議第9号新市の名称について、調整案は、新市の名称は何々とするというものであります。7ページの説明資料は、新市の名称候補の一覧でありまして、名称は50音順に記載してあります。以上であります。

会 長(石川天王町長)

新市の名称については、報告第15号でありました小委員会の委員長報告を受けまして、これから合併協議会での選定作業を行うこととなります。10候補の中から、協議会委員で協議し、新市の名称を決定して頂きます。はじめに、選定方法などを含めましてご発言をお願いしたいと思います。

鈴木委員(天王町)

天王町の鈴木であります。これはまず、1つは確認事項になるのかなとこう思っておりますが、それは3番の湖南省であります。過去にもこの委員会で既に使用されている名称があればどうするかというふうな話が出た経緯が記憶されております。その時には、確か全国にあっても秋田県に

なければいいのではないかという記憶がありますが、いずれ既に使用されている名称だとすればいいかなものかということをお互いに確認し合いたいというふうに思っています。私個人的には、町村はいざ知らず、市の名前であればやはりまだ全国に使用されていない名前が適当なのではないかと思しますので、ここら辺を確認して頂きたいというふうに思います。以上です。

会 長（石川天王町長）

応募規定を決める際には、全国に無い名前ということで総務省の方へ確認致しましたら、そば近辺といいですか、そういうのはうまくないけれども、遠いところはいいいのではないのかなという見解を示されたと聞いております。従って今、天王の鈴木さんがおっしゃったのは、要するに二番煎じという印象を受けるということでしょう。それについての皆様のご意見を聞きたいと思っておりますけれども。

伊藤栄悦委員（飯田川町）

飯田川の伊藤です。前の協議会の時に、私がそういうふうな発言をしたのですけれども、これは昭和町という名前が5つ位あるということで、それで湖南省というのが最近滋賀県の方で出来たという話ですので、それでそういうふうな名称がどうかという話があって、そのときに私は秋田県ないし北東北の3県、あるいは東北になれば、これはこの地域の名称にふさわしければそれで結構ではないかというふうな発言をしておりました。そういう意味で私は、滋賀県にはあるようすけれども、この地域にふさわしい名称であれば使っても結構であるというふうに考えております。

会 長（石川天王町長）

その他にないでしょうか。1つの意見はふさわしくないと思う。もう1つは使用してもいいのではないかと。こういうご意見ですけれど。

鈴木委員（天王町）

最初に名称のところ、全国にないというふうなことがあって、その論議の中でそれがどう行われたということでありまして、それが改めてそれを使用してもよろしいということで、こういうふうな名称の募集基準になったというふうに認識しておりますので、そこも付け加えておきます。

会 長（石川天王町長）

他にないでしょうか。右と左に分かれました。

赤平委員（昭和町）

これは、全国にその名前があってもいいということで、お互いに了解しておったのではないのですか。了解事項だと私は思っておりましたけれども。今更改めてそれを提出する問題ではないと思っておりますけれども。

会 長（石川天王町長）

確かに、応募基準の中からは全国に無い名前というのは採ってはいます。ただし今、天王の鈴木さんからは、やはり新しくふさわしい市の名前で、全国に既に1つあるということに抵抗を感じるというご意見だと思います。

鈴木委員（天王町）

結局、今言ったようなことで決めてあるのだとすれば全国にある名前は使ってもいいのか。

会 長（石川天王町長）

それは、応募基準からは全国に無い名前というのは取っています。その基準で募集したということです。決めるか決めないかは別として、私の記憶では応募基準の中で全国に無い名前というのは書いていないということです。現実には書いていないのです。

堀井委員（天王町）

天王町の堀井と申します。まさしく、この新しい市の名前を決めるということで、願わくは満場一致で、しかもほとんどめめないでスタートにふさわしいプロセスを経ながら決定をしたいということをもっと願望するものであります。ただ、先程から意見が2つに分かれておりますが、あえて全国にある名前を排除はしないという程度の確認です。また、旧町の名前は使用しないということは間違いなく確認しましたが、少なくとも湖南が完璧に万難を排した名前であると、そこまでの確認をしたとなればそれはやや疑問だと思えますよ。ですから、意見が2つに分かれておりますが問題は全国にある名前であってもそれをよしとするのかどうか。また全国にある名前であれば、この協議会の中でどういう手順を踏んで決定に至るのかはわかりませんが、下げるのか。こちら辺は非常に大事なことです。まあ前に確認したとすると、私の記憶では3点セットのように確実に確認したというような状態には至ってはいないと思えます。ですからこの入り口の段階でとくと議論をし、まず後悔のないように切り口をつけて頂きたいということ、会長にご要望致します。

会 長（石川天王町長）

冒頭でも申し上げましたけれども、この基準の取扱いについて最初は全国に無い名前と書かれていましたけれども、応募する際にそれは新市にふさわしい名称だというこの1点と、それから旧3町の名前は使用しない。この2点を条件にして応募しているはずで、これは確認されていると。問題は、今天王の堀井さんが言う意見のように、あえて全国に無い名前でもって、それをあえて使うか使わないか、候補にするべきかという議論をして下さいというご意見であります。そういった段階で飯田川の伊藤さんはさしつかえないのではないかと。天王の鈴木さんは、いささかという感じも含めて、やはり全国にある名前をどうするかと。

堀井委員（天王町）

全国である名前であっても、あえて排除しないということでここまで辿り着いたということを確認させて頂きます。あとこれからは、まさしく新しい革袋には新しい酒をと今までも議論されてきましたけれども、せっかく新たな施設が建つ訳でありますから、3町が全国にない名称を付けて全国に堂々と発信をすると。それぞれ10点が挙がってきていますが、いずれ劣らぬ立派な理由もあるし名称でもあると思えますから、むしろ私はこれからこの10点を対等に選考し、なおかつ全国に新しい市としてただ1点があるという方向の中で進めて頂ければありがたいなというふうに思っています。

会 長（石川天王町長）

全国にあるなしに係らず、この湖南市というものをせっかく選定小委員会で選んで頂いたのだから、同じ土俵で進めていくということではいかがですか。

〔異議なしの声〕

会 長（石川天王町長）

それではそのように、平等に扱っていくということに決定になりますので、どうぞ皆さん忌憚のない意見を出して頂ければありがたいと思えます。これはどうしますか。それぞれ感想も含めてご意見を出し合って、この後でそれを参考にしながら進めていくのがいいのではないかと思いますけれども。

赤平委員（昭和町）

昭和の赤平です。私共昭和町と致しましては、協議委員全員の統一した意見として打合わせはし

できました。この名称について、いずれ私共の方としては、この潟上市を推奨、選定したいと。そういうふうにしてやって参りました。これは参考の為に言っただけですので。

会 長（石川天王町長）

潟上という意見が出ましたけれども。

堀井委員（天王町）

今日、正式にこの10点の名称が小委員会から提示頂いた訳でありまして、先程昭和の赤平さんの方から、昭和の委員は一致して潟上という確認をしてきたということですが、この段階で個々の名称を挙げることも1つの選択方法でありましょうが、どういう手順でもって決定に至るのか、まずはその大枠を今日は確認すべきではなからうかと。そして次に、具体的にそれぞれの思いとか名前というものを発言するというので、1つクッションを入れながら進めていくべきではなからうかというふうに思います。それぞれが、例えば昭和はこうで、天王はこうで、飯田川はこうだとかとなれば、これはまた、前例でもありますように大変なことが心配されますので、どういうプロセスを経て決定するのかというその手順を今日は確認すると、そういう段階で収めて頂きたいなと思います。

赤平委員（昭和町）

すみません、これは参考のためというふうに私は言っていますから。

伊藤栄悦委員（飯田川町）

飯田川の伊藤です。私は、今堀井委員さんが言われたように、個々の町村が特定の名前を出してという事になるとなかなか難しい問題もあるので、今せっかく小委員会で10点まで選んだ訳ですから、この際はその小委員会で3点位に絞って、その後から合併協議会でそれなりの手立てで決定していくという方法もあるのではないかと。その1つの方法です。

会 長（石川天王町長）

冒頭にもこれからの選定方法も含めてご意見を出して下さいと、こう言ったはずで、まさしくそれを10点の中からどのような手順、どのような作業で最後の1点まで持っていくかということもご意見を出して頂ければありがたいと。確かに伊藤さんの3点まで小委員会でというのは、これはあくまで我々全員で10点まで絞り込む。そして協議会全体で1つまで絞り込む。こういうことを決めております。それで参考の意見を出して頂いたのですね。10点の内、例えば次回まで3点か2点を選び協議するという方法もありますし、その手段ですね。

赤平委員（昭和町）

これは、小委員会では10点に絞り込んできている訳です。そしてこの協議会に持ってきている訳で、この協議会でその3点なり5点なりに絞るというのは、そういう方法もある訳ですね。いずれにしても今小委員会の方にまたこれを戻して、もう3点ぐらいまでに絞ってこいということになると、なかなか容易ではないと。だから1つの方法として、この協議会で3点なり5点に絞ったらどうかと。

会 長（石川天王町長）

まず、その絞り込みの方法ですね。

堀井委員（天王町）

話がバックしているようになってはいますが、私共協議会としては新市名称候補選定小委員会では10点まで絞って頂くことの作業を委ねた訳です。それが粛々とやられて、今日この場で発表ということですから、それ以上下がるというのは少しいかなものかと思えます。ですから皆さ

んそれぞれ思いはあるでしょうが、10点が提示されましたから、じっくり次回なら次回の協議会までお互いにそれぞれ検討を加え研究をしてみる。そして1つの例ですけれども、更に委員全体をもって3点なら3点を投票する。それで3点の中で最多得票から更に3点を残して、それをまた絞り込んでいくというような手順を踏んでいったら、もう1,2回の中で自然と絞り込まれていくだろうと。ただし、願わくは話し合いの中で1点に絞れば一番結構な訳ですが、意見が分かれた場合には最終的に今申し上げたとおり、段階を踏んだ投票をもって決着をつけると。当然、時期があって決着をつけなければならない訳ですから、そういうものも1つの方法ではなかろうかというふうに思います。

会 長（石川天王町長）

その他にご意見がありましたら出して下さい。県内の事例などはどうなっていますか。資料がありますか。皆さんに今資料をお配り致しますので。消去法で行く方法もあるし、これがいいという方法も両極端にありますけれども、なかなか消去法は難しいでしょう。これは事務局で朗読してくれませんか。

説明者（事務局長 幸村）

それでは、今お手元にお配りされた内容をご説明して参ります。県内合併協議会の協議状況ということで、4ヶ所で名称が決まっております。一番上の方から順番にいきます。千畑町。六郷町。仙南村合併協議会では、全体的に見ますと投票により段階的に絞り込み、最後は協議により決定する方法を取り入れております。第1次選定としては、応募作品の中から委員21名が各3点以内を投票し、旧町村名を含む31作品を選定。第2次選定としては、31作品の中から千畑、六郷、仙南の名称を残すことにし、残り2候補を協議会委員21人の投票で決定。最後は5作品について協議会委員が1人ずつ意見を述べたところ、13人が美郷を指示。これを受け会長が、投票しても明らかに美郷が過半数を超えることから、美郷に決定してはいかがかと提案して最終的に全員が了承した。2番目が、大曲仙北合併協議会であります。これは、全体的な流れとしては市町村長の話し合いの中で絞り込み、最終的には協議により決定した内容でございます。最初に、名称応募作品審査会が応募作品の中から12点を選定。その中から市町村長が5作品を選定。最後は臨時協議会で8市町村の議長が各議会での協議内容を報告し、その内大仙市を推したのが4市町村。新大曲市が2市町村。これを受けて市町村長の話し合いで、大仙市とする方向でまとまったというふうな、最終的には市町村長が別室で協議し、この大仙市に決定したとなっております。3つ目の本荘由利1市7町合併協議会では、全体的に見ますと全体的に投票により段階的に絞り込み、最終的には協議により1つに決定する方法をとり入れております。としては協議会委員が応募作品の中から1、2点を郵送で投票し、21点に絞り込んでおります。次に21点の中から協議会委員が無記名で投票し、5点に絞り込む。次が5点の中から3点以内を無記名投票し、3点に絞り込む。それで最後に一本化したものであります。それから湯沢雄勝合併協議会では、全て投票により決定しておりますが、段階的に3回ほど投票しております。第1次選定では9点に絞り込む。第2次選定では3点以内に絞り込む。最後は1点に絞り込む。こういう状況が県内の状況であります。以上です。

会 長（石川天王町長）

今、4つの事例を朗読説明しましたけれども、この点も参考にしながら選定方法の意見を出して頂ければありがたいと思います。最初は投票で絞り込んで、最終的には話し合いで決めるということですね、この事例は。3点だか2点だかはよく分からないけれども、お互い我々が入るか入らないかは別として、3点以内に絞り込んで投票して、それで全体で協議して決めるというのが流れと

していいのではないかと。もし別の意見があったら。そのような方法で、この場で投票して3点を絞り込むと。それで3点を絞り込んだところで、全員で話し合っただけという方向に進めたいと思いますがいかがですか。

〔異議なしの声〕

会 長（石川天王町長）

そうすると、これはそのような前提で継続協議ということで差し支えありませんね。継続協議になりますよね、これは。

説明者（事務局長 幸村）

すみません、何点に絞り込むのですか。

会 長（石川天王町長）

3点です。

説明者（事務局長 幸村）

3点に絞り込む場合、1人で名前を2つ書けるとか1つしか書けないだとか、3つまで書いていて最終的に3点を選ぶとか。

会 長（石川天王町長）

局長が心配しているのは、3点だけれども1点しか書かない人もいるかも知れないという恐れですか。全員で3点まで書いてもらおうと。それでいいですね。

赤平委員（昭和町）

今日は絞り込めないのですか。

会 長（石川天王町長）

今日やりますか。それでは暫時休憩です。暫時休憩して、投票用紙があるかわかりませんが用意してくれませんか。

説明者（事務局長 幸村）

無記名かどうかを確認させて下さい。

会 長（石川天王町長）

もちろん無記名でしょう。ちょっと待って下さい。先程、3点まで書くと言っていたけれども、また意見があって1人1点だと。いいですか。協議会を再開して今のこの絞り込みの方法については、各委員1人1点。無記名で1点に絞り込んで下さい。我々も入りますか。私には投票権はないのではなかったですか。私には投票権がないのです。それでは私を除いて全体で1人1点に絞り込んで下さい。では休みます。

暫時休憩（14：40）

会議再開（14：52）

会 長（石川天王町長）

では協議会を再開致します。

門間委員（飯田川町）

飯田川の門間です。まず確認です。先程、投票でやりたいと。そして1点を投票すると。これははっきり確定したのかどうか、これをまず確認したいと思います。

会 長（石川天王町長）

私の感触としては、最初は3点ということなので、1点で無記名投票をすると決まったと思いませんけれども。

門間委員（飯田川町）

そこで、その前に私は1つの質問がありましたけれども、何か合意する前にみんな決まってしまうような感じがしますので、まずは小委員会を設けてこの10点まで絞ってきたのです。だからこそ私共も、いずれこの内容についてはまだお互いに検討しておりません。ですから、もうワントポ欲しいように私は感じます。従ってやはり各町村から3点位を絞って出してきて、それから投票にいても私は差し支えないと、このように思っておりますので、その点を少しお諮り頂きたいと思えます。

会 長（石川天王町長）

その他に。

堀井委員（天王町）

飯田川の門間さんの意見もしかりでございますが、大変いい意見だと思えますが、他所の先進地を見てもこの名称等というのは、いわゆる投票等で大変混乱をきたすというふうな経緯を招いております。私共は、今休憩中に皆さんで情報交換をされた訳であります。この際新しいステージに立って、新しく力強い新市を構築しようという決意がみなぎっておりますから、選定小委員会の先生方が立派な10点を私共に提示して下さいました。この際一気呵成に、いいことは早めにとということで、私共は投票という形で禍根を残さないで提案をし、そして出来るならば満場一致の方向をもって決着をみるというように、会長の方からお諮り頂ければありがたいと思えます。従いまして、先程の投票云々ということは確かにひとコマ出ていましたけれども、それはもといということでありまして、私は会長の方からそういうふうな進め方の発言を頂いて、そしてあえて私の方からまた発言をさせて頂きたいと。そういうような手順をとって頂ければありがたいと思えます。以上です。

門間委員（飯田川町）

私はさっき投票と申しましたけれども、それを持ち寄って話し合いで決まるかも知れないだろうし、結果的には皆さんの考えているような結果になるかも知れませんが、一応やはり1回は時間を置いて私共にも検討させて頂きたいとそう思えます。

会 長（石川天王町長）

飯田川の門間委員さんからは、ワントポ欲しいということですね。天王の堀井さんはいいことは早くということで、今日話し合いで決めた方がいいと。昭和さんはどういう考えですか。

赤平委員（昭和町）

私共は先程も言いましたとおり、協議会の委員全員で話し合いをしてきています。この資料を渡されてからしばらく経っていますから、皆さんもそれぞれ検討していると思えます。ですから、あえて今日決めないでもう1日伸ばしてということをしなくとも、せつかく選んでくれたこの10の中から我々協議会委員が責任を持って選ぶということではないかと思えますけれども、少なくともそれぐらいの権限はそれぞれが持ってここに集まってきているはずですから。

会 長（石川天王町長）

天王の意見と昭和の意見は、今日この場の話し合いで決めた方がいいと。一方の飯田川さんは、もうワントポ欲しいということですが。

伊藤栄悦委員（飯田川町）

飯田川の伊藤ですけれども、今、投票によって1票で決めるというふうな話が進んでおりますけれども、私は昭和さんがもう決定してきているということが非常に重いと、こういうふうにおもいます。これは、それでも1人1票ではなくて例えば2つか3つというなら話はわかります。ところが

そうではない場合は、もはや決まったような状況が作り出されてしまって、十分にまだ納得がいかないうちに決まってしまうという、合意がなかなか得られないままにそういうふうな方向性が出来て決まってしまうのでは、やはりうまくないのではないかと。そういうふうなことで、新市の名称というのは非常に重い、将来にわたって使われる名称でありますし、そう拙速にいきなりそういうふうな状況の中で決めていくということも、今の状況では少しよくないのではないかと。うちの方の議長が言ったように、私もやはりワンテンポにおいてその次に2つでも1つでも、あるいは町の合意の中で1つ持ってくるとか、委員全員で1つないし2つないし3つというふうなものも出して、そして公平の中で決めていければありがたいと、こういうふうに思います。

堀井委員（天王町）

ワンテンポおくということは、今日1日だけの協議会ですからまた1ヶ月先延ばしになると。少なくとも1週間前にこの議案は渡ってありますからね、先程お話があったとおり、十分に研究、勉強する時間も取る気であればあった訳であります。ですからこの際、投票するということは今日ここで投票3点をするということなのか、ワンテンポおくということは次の回までに期間を置くということなのか、今少し飯田川さんの方から、具体的な思いというものはっきり申し上げて頂きたいなというふうに思います。

佐藤委員（飯田川町）

私は先程も申し上げましたとおり、3点位は持ち寄って、そして次回で話し合いをしたらどうかと。こういうことです。1点ではなくて3点位を持ち寄って。私共もこの資料は見ました。委員同士でも話し合いはしましたけれども私共は1点に絞っておりませんので、おそらく今日は、この資料が出て事前に配布しておりますけれども、それなりに見ているだろうけれども、初めてこの協議案件が出る段階でまさか一発でということは考えていなかったのです。そういうことです。

堀井委員（天王町）

そうすれば3点まで絞る作業は今日ここで決着をつけますよと。そして絞ったものを次回の会議での更なる1点で決着をつけると。こういうことをいっているのですか。

会 長（石川天王町長）

まず、この方法論としては、今もう一回位休んで30分位時間を置いて、そして絞り込んでという時間はある訳です。どうですか副会長方。30分位別室で話し合っただけで3点を絞り込むと。

赤平委員（昭和町）

議長、暫時休憩にして下さい。

会 長（石川天王町長）

休憩します。

暫時休憩（15：00）

会議再開（15：19）

会 長（石川天王町長）

それでは協議会を再開致します。飯田川町さんの方の話し合いの結果をご報告して下さい。

門間委員（飯田川町）

話し合いの結果をご報告致します。6人の委員によって慎重に話し合いをしました。それで1点投票ということは、これは賛成できかねるということで私は3点と言いましたけれども、2点での投票で決めて下さい。そういうことです。

会 長（石川天王町長）

2点で投票すると。どうですか。

門間委員（飯田川町）

その結果によって話し合いをしたらどうかということです。

会 長（石川天王町長）

2点で投票して、それで話し合いをすると。どうですか、正式にお聞きします。天王町さんはいいですか。

〔異議なしの声〕

会 長（石川天王町長）

昭和町さんはいいですか。

〔異議なしの声〕

会 長（石川天王町長）

それでは、この10点の中から無記名で書いて頂いて、そしてその結果に基づいて話し合いをするということにします。ではまた休憩します。

暫時休憩（15：21）

会議再開（15：30）

会 長（石川天王町長）

それでは只今から協議会を再開します。

司会（事務局長 幸村）

それでは、皆様にこれから投票用紙をお配り致しますが、投票用紙の記入にあたっては各自その場でご記入して頂くことと致します。投票用紙は2つ書けるようになっておりまして、欄内に2つ以内をご記入下さい。記入する名称については、資料にある10候補の中から書いて下さい。同じ名称を2つ書かれる場合もあるかと思いますが、10候補の中から2つ以内を書いて頂くこととなりますので、同じ名称を2つ書かれた場合は1点のみ有効票とさせていただきます。それで、投票箱が前の会長の後の方にありますが、天王町後藤委員の方から順番に投票して頂くこととなりますので、ご協力お願い致します。なお最後の集計については、ここの白いボードに皆さんの目の前で事務局がやらせて頂きたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。それでは只今から投票用紙をお配りします。それから、今日は委員の皆様20名が出席しておりますが、会長は委員ではありませんので会長を除いてお配り致しますのでよろしくお願い致します。

〔投票用紙配布〕

司会（事務局長 幸村）

皆様ご記入終わりましたでしょうか。終わったとすれば、天王町の後藤委員の方から前の方へお進み頂いて投票して頂きます。

〔投票〕

司会（事務局長 幸村）

皆様、投票が終わったようですが、投票もれの方はおりませんでしょうか。なければこれから開票に入りますが、事務局の方で前の方で行いたいと思っておりますがよろしいでしょうか。よろしくお願い致します。

〔開票〕

司会（事務局長 幸村）

お待たせ致しました。投票結果をご報告致します。1番から順にご報告致します。王和田市7票、

潟上市 15 票、湖南省 5 票、湖竜市 1 票、三栄市 0 票、豊郷市 1 票、八郎市 1 票、穂波市 4 票、水穂市 3 票、みどり市 2 票、それで 39 点となっておりますが、1 点は同じ名前を 2 つ書かれた方がおりますので無効となっております。それも併せますと 40 票となります。以上であります。

会 長（石川天王町長）

只今、事務局から投票の結果が発表されました。それでこの後の取扱いですが、1 番目が潟上市、2 番目が王和田市。この 2 点で話し合いをしたいと思っておりますがいかがですか。

〔異議なしの声〕

会 長（石川天王町長）

それではどうでしょうか。これを見ても潟上市が圧倒的に多いので、満場一致で潟上市の方で決定したいと思っておりますがいかがですか。

佐藤委員（飯田川町）

この投票結果について少し確認致したいと思っておりますが、ただ多数投票に決定するという事は出来ないのではないのでしょうか。3 町の全会一致にならないと決が出ないのではないかと。そういう申し合わせ事項になっていると私は認識しておりますが、その辺を確認して頂きたいと思っております。従いまして、こういう状況の場合は継続という形になるのではないですか。そこを確認して頂きたい。

会 長（石川天王町長）

先程の話し合いでも、天王さんと昭和さんは 1 点に絞り込んで投票した方がいいと。それで飯田川さんは別室で協議した結果、2 点で投票と。それでこの 2 点で話し合いをして決めるという確認をしたと私はしたと思っております。それでせっかく時間をかけて、継続といってもどのように継続していくかという判断が私はちょっと出来ませんが、せっかくの時間をかけて投票して、そしてなおかつ後で話し合いをして、今日決めるという確認だと思っておりますけれども。

佐藤委員（飯田川町）

ですから、申し合わせ事項はどのような内容になっておりますかということ、私は今確認したいと思っております。

会 長（石川天王町長）

今言ったとおりだと思いますけれども。

佐藤委員（飯田川町）

いや、そうではなかったのではないのでしょうか。全会一致という形にならないと継続になるのではないですか。

会 長（石川天王町長）

ですから、投票した結果で 2 点に絞り込んで話し合いをしましょうと、これは飯田川の議長さんの言った発言でありましたね。それで話し合いをして、満場一致で決めたいと。

佐藤委員（飯田川町）

事務局から確認したものを一つ、この前確認のとおりとなっていると思っておりますが、そこを確認したいのです。3 町全会一致でないといけないのではないですか。

会 長（石川天王町長）

基本的なことは、この小委員会で 10 点を絞り込んでこの全体で決めるという申し合わせですよ。基本原則は、小委員会の中で 10 点を絞り込んでそれで協議会の全体で決めるとなっておりますよ。

門間委員（飯田川町）

今佐藤さんが言ったとおり、今の決定の仕方によればそれでいいのです。そしてこれで決まるのであればやはり多数決に従うということですから。そこをはっきりと、事務局の手落ちのないように。

会 長（石川天王町長）

事務局は、今私が言ったように全体協議会で10点に絞り込んだものを、投票であろうと話し合いであろうとこの協議会で決めると。それでいいと思いますけれども、いかがですか。

〔異議なしの声〕

会 長（石川天王町長）

いいですね。

赤平委員（昭和町）

要するに、全会一致が原則だろうということを言っているのです。多数決ではなくて全会一致が原則だろうということを、佐藤さんは言っている訳です。それを確認してくれということな訳です。ですから、さっき会長がこれを全会一致としてどうですかという提案をしている訳です。ですから、その提案を受けられないということであればこれはしょうがないことですが、

会 長（石川天王町長）

まず、事務局で申し合わせ事項を説明して下さい。

説明者（事務局長 幸村）

それでは、去年の7月の第1回法定協議会のときに会議運営規程がございました。その中の表決第5条であります。会議の議事は全会一致をもって決することを原則とするということがありまして、また別に申し合わせ事項もございまして、色々この会は全会一致で進めましょうということではあります。申し合わせ事項が1つありまして、申し合わせ事項の2番目については、委員の意見が整わず協議の進展に支障が生じた場合は、3町それぞれの過半数の委員の同意をもって方針を決し、会議を進めるということになっております。

佐藤委員（飯田川町）

その考え方がこの結果に必要なでないのか。私はできるのではないかという意見なのです。従って継続になるのではないですかという、こういう考えなのです。そのこのところでは。

会 長（石川天王町長）

今日決まらなければ継続という形になるし、今日決めればいいのですよ。

佐藤委員（飯田川町）

合併協議会で、いわゆる4/4、3/4ならないと。そうしたら継続という形になるのではないのでしょうかという、私はそういう考え方なのです。

堀井委員（天王町）

それぞれの考え方があるでしょうが、私はこう思いますよ。2点に絞るということを時間をかけて飯田川町さんの方から提案がありました。そして引き続き投票致しまして2点が出た訳です。それを基にして、皆さんで協議をして満場一致で決めましょうというところまで会長が確認して会議はここまで進んできています。その結果潟上が1、王和田が2という中で倍以上の投票数がありますから、潟上でもよろしいですかと会長が話されました。それで私共はよろしいですということで会長も満場一致という確認をされたと思いますが、そこでどこまでも飯田川さんの方で私共は満場一致には同意できないということなのですか。むしろそれを明確にして頂けなければ、この会議は進みませんよ。だとすれば継続が必要かどうかという判断に移っていきますよ。あなた方としてはど

うなのですか。2点に絞られる話は、私共はいいですよというふうに言っていますから、飯田川の皆さんとしてはそれぞれ、または全体としてはどうなのですか。そのことを会長に諮ってもらいたい。ルール確認はそこをすればいいだけです。

門間委員（飯田川町）

私はやはり委員間で話し合いをして、そしてこの方法を協議して実施したことであります。ですからそれには全然反対はありません。ただ、取り組む以上これが後でまずいような結果になってもうまくないから、事務局の方でそれに関係なく会議が成立するような方向であればそれはそれでいいし、後で何か問題が起きても困るからその方を確認して下さいということです。それだけです。

堀井委員（天王町）

2点に絞るまでは肅々と了解してきた訳でしょう。ですから、飯田川さんの方で個々にあるいは全体としてこの潟上市によろしいかということを確認してきている訳ですから。会長の方で、よければよし、そうすれば全会一致でいく訳ですよ。駄目だとすれば、然々どういう訳で駄目ですよとなった場合は全会一致の原則が崩れますから継続になりますよと。これは分かりきったことでしょう。そういうことですから、より突っ込んだ意思表示をして下さい。

門間委員（飯田川町）

ただ、全会一致でなければいけないというふうになっていけば、これはちょっと問題になりますので、その点はいずれそれに引っ掛からない。

会 長（石川天王町長）

全会一致が原則だと。

門間委員（飯田川町）

ですから、これはこれでいいのですか。いいのでしょうか。

赤平委員（昭和町）

いや、あなた達がいいと言えば全会一致になるし。

会 長（石川天王町長）

再度お諮りします。只今2点に絞り込んで、そして投票して頂きました。それで潟上市が15、王和田市が7ということで、投票を尊重して会長としては潟上市を満場一致で名前を決定してもよろしいかと、こう今問っている訳ですよ。いいですか。

〔異議なしの声〕

会 長（石川天王町長）

それでは、全会一致をもって新市名の名前は潟上市に決定になりました。確認となりましたので、確認月日をご記入して下さるようお願い致します。

続いて、協議第15号議会議員の定数及び任期の取扱いについてを議題と致します。事務局から説明をお願い致します。

説明者（事務局長補佐 菅原）

それでは8ページをお願い致します。協議第15号は継続協議となっております。議会議員の定数及び任期の取扱いについてでございます。今回、参考資料を1ページ追加しておりますのでご説明申し上げます。14ページをお願い致します。下の欄の方に、現在の3町の月額議員先生の報酬額を記載してございます。3町の中において天王町が高い報酬額となっております。その報酬額におきまして、在任特例を適用した場合の定数54人の報酬額を（A）に6ヶ月、1年、1年6ヶ月、2年の場合を記載してございます。その右側の（B）には、設置選挙を行った場合の在任特例

期間に対応する報酬総額を、天王町の報酬月額とした場合におきまして、定数26人の場合、24人の場合、22人の場合、20人の場合をそれぞれ記載してございます。一番右側に、在任特例の場合と設置選挙との場合との報酬総額の差額をそれぞれ記載してございます。以上でございます。

会 長（石川天王町長）

協議第15号について、皆様のご意見ご発言をお願いします。

鈴木委員（飯田川町）

飯田川の鈴木です。3町の合併法定協議会、住民委員の話し合いがまとまり、統一合意案としてここで読み上げたいと思います。3町合併法定協議会、住民委員の合意書。合併に伴う議会議員の在任特例期間及び議員定数に関する件についてでございます。第6回法定協議会から協議を重ね、6回目の協議となります。そこで3町住民委員は、合併に伴う議会議員の在任特例期間及び議員定数の件に関し、3町の住民委員の統一合意案として連名連署を申し上げます。1、本来、旧町は合併と同時に法人格を失い、首長同様、議会も同時に解散し、新市の議会議員選挙を行うべきであります。特に3町の合併で直面する大きな課題の一つが行政、財政改革であり、議会自らが速やかにこの両改革を一体的に解決に向けて動き出すことを住民は期待しております。本協議会において既に述べられてきたように、健全な財政、健全指数の達成が新市に切望されております。しかし、これまで第6回以降5回にわたる法定協議会は、議会議員の在任特例期間ありきで協議が進んできた感じを拭い切れません。在任特例を適用する場合の根拠について、協議が進んでいるこれまでの経緯の中で3町住民委員の意見を要約すれば、原則特例なしです。ただ、在任特例の根拠についての理解から、速やかに、できるだけ早く、6ヶ月ないし1年以内、1年と述べて参りました。改めてこの合意文書に基づき、3町の住民委員は議員の在任特例期間は速やかに、であります。仮に在任特例適用の場合、特例条項の運用ですのでこの期間の報酬は従来どおりとすることを強く希望するものであります。2、議員定数26人の根拠は、5万人未満の場合と法律で決められております。即ち1議員当り住民1,900人程度と推察できます。また、他地域との1票の重さの点からも36,000人の新市は18人が望ましいのでありますが、新市の議会運営や各委員会構成を考慮し20名と合意しました。以上の2点について3町住民委員は合意しました。平成16年3月26日。以上であります。

会 長（石川天王町長）

只今、飯田川町の鈴木委員からは、住民代表12名の合意意見書ですか。それで任期は速やかに、それから定数は20名。この確認でいいですね。そういうような意見が出されましたが、このことについてご意見を伺いたいと思いますが。速やかにということは、ちょっとぼやっとしている感じを受けますが、設置選挙という意味ですか。

鈴木委員（飯田川町）

まず、速やかにとしか言いようがないのですけれども。

会 長（石川天王町長）

速やかに。

小玉委員（飯田川町）

飯田川町の小玉喜久子です。私達はこの合意書を本当に考えに考え抜いて、譲りに譲って合意書を作ったものです。住民はこの合併に対して関心と信頼と期待を持っております。在任特例に関しても議員数に関しても、皆さんすぐく勉強していきまして、日を追うごとに厳しいことを言い合っております。私は、法定協議会委員としてここで色々勉強させて頂きまして特例は必要なのだと。新

しい市をスムーズに運営していくためには、最初は特例があった方がいいのかも知れないと思っておりました。それで説明するのですが、もう要らないと、すぐに選挙をした方がいいという意見が私の周りは圧倒的でした。それで、今日のこの時期をどうしても書ききれない、速やかにという日本語で、あとは常識にお任せして受け止めて頂きたいと思った次第です。ちなみに議員の人数に致しましても、今合併が進んでいる市に関しては今日の資料の11ページ、12ページ、13ページに色々適用状況とか在任期間とかが載っております。それで私は人口に対する議員1人の人口数を計算してみましたら、大仙市は上限の人数で議員定数上限を適用したとして3,014人に1人です。由利本荘市は3,094人に1人です。私共に限りなく近い湯沢市は、在任特例の最上限の数にして1,952人に1人です。それでこの合意書にも書いてありますけれども、私共は本当は18人だと1,983人になりますけれども、色々な議会とかそういう運営や委員構成を考えて20人としまして、20人だと1,785人ということになります。人口に対してですけれども、議員1人の人数が。これはちなみにですけれども、そういうことを考えながら、やはりこの合併は地方分権が進んで住民の行政への参加意識がより求められております。平成の大合併は、住民自身について自覚を持ついいチャンスです。そういうことを考えて住民の関心と信頼を損ないたくはないし、住民の自覚というものは大変貴重なものです。考えなければ成就することはありません。ですから意見として受け止めて頂きたいと思えます。

堀井委員（天王町）

反論は致しません。大変立派な意見でありまして、感心して私共聞かせて頂きました。まさしくこの協議会というものは全体の中で協議をし、そして方向を見出していくという会議ですから、先程の名称のように全会一致で落とせばいいのですが、まずそうはいかないと。皆さんに申し上げたいことは、前回の協議会のときに、私共天王町議会として議会の権能は何なのか。そして我々は将来20年30年というスパンの中で、新市というものの建設計画まできちんとフォローする責任があるのだということ、明確に皆様に提示をしております。住民というのは何を根拠に、皆さん方が住民、住民と言うのかは分かりませんが、私達も立派に公職選挙法で住民から選ばれた立場で今ここにおります。そして淡々と意見を申し上げているということですから、皆さん方の主張もよく分かりました。私共の主張も既にしておりますから、この際もう少しじっくりとお互いの意見を協議、いわゆるすり合わせをして、そして後顧の憂いのないような結論なり方向を目指せるように、最大限私共も努力をさせて頂きたいなど。従って、今少し時間を要するというような判断を私は持ちますので、会長の方からどうか一つ、ここで一気にという訳には参りませんので、むしろ天王の議会としては方向を示してありますから、この際飯田川さんなり昭和さんなり、議会としてはどういふうな思いに至っているのかご披瀝を頂いて、さらにそれを参考にして次にそれなりの方向を、これまた先程の名称のように気持ちよく住民が納得いく形でもって決着をつけたいなという思いで一杯でありますので、どうぞ一つご理解を頂きたいと思えます。以上です。

小玉委員（飯田川町）

ありがとうございました。よろしくお願ひ致します。

会 長（石川天王町長）

それでは、天王町の堀井さんから9名の住民代表の合意を受けて意見がありました。飯田川さんの考えはいかがでしょうかというようなお話もありますし、次が終わったら昭和町さんの方のお話もお聞きしたいと思いますのでよろしくお願ひします。

門間委員（飯田川町）

飯田川の状況についてご報告致します。ご承知のとおり私達の方では、合併検討特別委員会が設置されております。そこで縷々話し合いをしておりますけれども、結論からいって統一された意見にはまだ至っておりません。それで、もし今日のこの協議会で調整的な案があれば、それを持ち帰ってまたそれについて話し合いをしたいと。そのような話し合いの経過となっております。

会 長（石川天王町長）

昭和さんお願いします。

赤平委員（昭和町）

私共の議会では、一応話し合いはしております。色々と住民代表の方達の話も聞いておりますけれども、いかに建設計画が出て新しい執行機関で、その建設計画にのっとった市政執行をする場合、どうしてもやはり在任特例が必要なのではないかと。ただし、その期間は1年位がいいところではないのかなというような話し合いですけれども、これは1年半とか2年とか1年とかと決定した訳ではございません。ただ、やはり在任特例はどうしても使わざるを得ないというような結論ではございます。期間としては、先程も言ったとおり1年位で折り合いがつけられれば、非常にいいのではないかなというふうな話し合いです。

門間委員（飯田川町）

ちょっと説明もれがありました。議会では、いずれこの在任特例は使うべきだということです。今決まっていないのは何年にするか、期間の問題がまだ決まっていないということです。

会 長（石川天王町長）

今、飯田川、昭和の両町の議会の意見をお聞き致しましたが、両町とも在任特例は使うべきだと。期間についてはまだ決まっていないというようなご意見でした。前回は、天王町の秋頃と26人に限りなく近いというご意見が出されて、今日また9名の合意によるご意見が発表されました。そして飯田川と昭和の意見も聞きました。それで、これはもう少し時間をかける必要があるのではないかなというふうに思いますので、これは継続協議としたいと思っておりますがよろしゅうございますか。

〔異議なしの声〕

会 長（石川天王町長）

それでは、この議員の任期の15号については継続協議と決まりました。

続きまして、協議第16号農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについてを上程としますが、なお、この16号の農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについては、傍聴者の方から私に意見がありまして、議員の定数、任期の取扱いの後すぐ直ちに継続となっていると。少しこの取扱いが安易ではないかというようなご意見もありまして、決して安易ではないのでこの際申し上げますが、3町の農業委員の代表の方々は議員の定数より上にはならないであろうと。ですから同数またはそれより少ないというのを認識しておりますので、やはり議会の定数が決まった後で継続協議にならざるを得ないというふうに考えていますので、この点を申し上げておきまして直ちに事務局から説明を致します。

説明者（事務局長補佐 菅原）

それでは15ページをお願い致します。協議第16号、継続協議となっております。農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについてでございます。以上でございます。

会 長（石川天王町長）

先程申し上げたように、議員の定数がまだ決まっていないので、従って安易ではなくてこれも継続協議と致したいと思っておりますがいかがでしょうか。

〔異議なしの声〕

会 長（石川天王町長）

それでは協議第16号、農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについては継続協議となりました。

次に協議第47号、国際交流事業の取扱いについてを議題と致します。事務局から説明をお願いします。

説明者（事務局長補佐 菅原）

21ページをお願い致します。協議第47号国際交流事業の取扱いについて。国際交流事業の取扱いについて、次のとおり提案する。国際交流事業については新市において調整するという調整内容でございます。それでは22ページをお願い致します。現在、秋田県国際交流事業への参加、国際交流協会への助成、中学校の外国語指導助手による外国語講座。外国語講座と致しまして、昭和町において韓国講座の開設等の事業を行っておりますが、現行のとおり新市に引継ぐものでございます。事業内容につきましては、新市において調整するという調整内容でございます。以上でございます。

会 長（石川天王町長）

このことについて、ご意見ご質問ありましたらお願いします。

〔原案賛成の声〕

会 長（石川天王町長）

原案賛成という声がありますが、この原案で調整、確認をしてもよろしゅうございますか。

〔異議なしの声〕

会 長（石川天王町長）

それでは、確認となりましたので確認月日をご記入下さい。

続いて、協議第48号の納税関係事業の取扱いについてを議題と致します。説明をお願いします。

説明者（事務局長補佐 菅原）

それでは23ページをお願い致します。納税関係事業の取扱いについて。納税関係事業の取扱いについて、次のとおり提案する。1.納税貯蓄組合補助金については、当面、現行のとおりとし、新市において調整する。2.納税貯蓄組合連合会については、新市において統合できるように調整に努める。補助金については、新市において調整する。3.法人納税組合に対する補助金については、当面、現行のとおりとし、新市において調整する。4.確定申告納税相談については、当面、現行のとおりとするという調整内容でございます。それでは24ページをお願い致します。納税貯蓄組合の補助金に関するところでございますが、3町の現況を記載してございます。この納税貯蓄組合補助金につきましては、当面現行のとおりと致しまして新市において調整するものでございます。25ページをお願い致します。納税組合連合会につきましては、連合会の実情を考慮し新市において統合できるように調整に努めるものでございます。また、補助金につきましては新市においても連合会に補助することで調整致します。法人納税組合に対する補助金につきましては、当面現行のとおりとし新市において調整するものでございます。確定申告納税相談会場に関するところでございますが、確定申告の納税相談についてでございます。これは、毎年所得税の確定申告時期に合わせまして、各市町村で納税相談を開設しているものでございますけれども、これにつきましても今までどおり旧町の単位で開設するという考え方でございます。以上でございます。

会 長（石川天王町長）

協議第48号について、ご意見ご質問をお願いします。

淡路委員（昭和町）

昭和町の淡路です。この納税貯蓄組合の補助金の件について、事務局の方に少し資料を求めたいと思います。現在昭和町では、もう既に納税組合というものが存在しなくなって久しい訳であります。法律的にそういった裏付けがあつての改革を進めてきたと私は昭和町で感じておりますが、飯田川町さんの場合、平成15年度をもって廃止の予定というふうに書かれております。ただ、天王町さんの場合、平成14年度の決算額で行うという表示になっているのですが、いわゆる組織を廃止した部分に関して、組織をやはり新たに必要なのでつくるという論も出てこないとは限りませんので、納税貯蓄組合の現在の秋田県ないし全国においてのこの制度自体がどういうふうになっているのか、事務局の方から、今すぐに資料がなければ次回でも結構ですのでお出し頂きたいと思えます。会長、以上です。

会 長（石川天王町長）

今資料はありますか。それでは次回に資料を提出させます。その他にはありませんでしょうか。

〔異議なしの声〕

会 長（石川天王町長）

なしとの声がありますので、この協議第48号納税関係事業の取扱いについては、原案のとおり確認してもよろしゅうございますか。

淡路委員（昭和町）

確認する前に、その資料を求めたいと思えます。

会 長（石川天王町長）

では、継続ということになりますか。では、分かりました。それに基づいて、後でその時点で確認するということで、今日は継続というふうにしてよろしゅうございますか。

〔異議なしの声〕

会 長（石川天王町長）

では48号については継続となりました。

続いて、協議第49号交通関係事業の取扱いについてを議題と致します。説明をお願いします。

説明者（事務局長補佐 菅原）

26ページをお願い致します。協議第49号、交通関係事業の取扱いについて。交通関係事業の取扱いについて、次のとおり提案する。交通関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。1．地方バス路線維持のための公共交通機関の確保については、当面、現行のとおりとし、新市において運行路線等を検討する。2．JR駅の管理委託については、新市において調整する。3．交通安全対策協議会、交通指導隊については、新市において設置する。4．チャイルドシート購入補助については、天王町の例による。5．防犯指導隊員については、新市において設置する。6．既存防犯灯は新市で管理する。新規防犯灯に係る受益者負担金については合併時まで調整するという調整内容でございます。27ページをお願い致します。公共交通機関の確保と致しまして、地域住民の生活に密接不可分な地方バス路線の運行を確保するための地方バス路線の維持につきましては、現在、秋田中央交通が路線の確保をしている現況でございます。路線の赤字分につきましては、国と県と町で補助基準を定め補助を致しております。廃止路線の代替バス運行交通空白地帯での（バス運行であります）マイタウン・バスの運行につきましては、県と町において補助をしておりますが、新市においても当面現行のとおり継続運行と致しますが、新市において運行路線等を検討するもの

でございます。次にJR駅の委託管理につきましては3町でございます。発券業務時間につきましては通勤通学時間、電車時間との関係がございますので、新市において調整するものでございます。28ページをお願い致します。交通安全対策基本法第18条第1項の規定に基づき、交通安全計画を作成し及びその実施を推進する交通安全対策協議会は、新市において新たに設置するものでございます。また、道路交通の安全を保持するための交通指導隊につきましても、新市において新たに設置するものでございます。チャイルドシート購入補助は、子育て支援の一環と致しまして町内の就学前乳幼児に、チャイルドシートを購入した保護者に対しての補助でございますが、天王町の例によりまして1万5千円を限度として購入価格の1/2を補助するものでございます。次に、防犯活動を効果的に行い、犯罪及び事故のない明るい社会づくりを推進するための防犯指導隊員につきましても、新市においても新たに設置いたすものでございます。次に、防犯灯の設置と維持管理についてでございます。防犯灯につきましても、灯具の設置費や電気料などの維持管理を行政が負担しているか、あるいは自治会側が負担しているかということで差異がございます。調整方針と致しましては、自治会側が設置したものに付きましても、既存防犯灯は新市で管理するというものでございます。今後、新市におきまして住民要望の新規防犯灯の設置に係る受益者負担金につきましても、合併時までに受益者負担金の割合を調整するものでございます。なお、維持管理につきましても新市において行うということでございます。以上でございます。

会 長（石川天王町長）

協議第49号について、ご意見ご質問ありましたらお願いします。

〔異議なしの声〕

会 長（石川天王町長）

ないようでございますので、この49号については原案のとおり確認してもよろしゅうございますか。

〔異議なしの声〕

会 長（石川天王町長）

それでは、そのように決定になりました。確認月日をご記入願います。

続いて協議第50号、高齢者福祉事業の取扱いについてを議題と致します。事務局から説明をお願い致します。

説明者（事務局長補佐 菅原）

29ページをお願い致します。高齢者福祉事業の取扱いについて。高齢者福祉事業の取扱いについて、次のとおり提案する。1. 国又は県等が定める制度については、事業実施要綱に準拠しながらサービスの充実に努める。(1) 老人日常生活用具給付事業、家族介護慰労金については、現行のとおりとする。(2) 家族介護用品支給事業については、昭和町・飯田川町の例による。(3) 在宅介護支援センターについては、基幹型は天王町に1カ所、地域型は旧町3カ所とする。(4) 緊急通報体制等整備事業等に関しては、合併時までに調整する。2. 各町独自に制度の充実に努めている事業については、従来の実績を尊重し、制度の趣旨・目的が効果的に機能するように調整する。(1) 敬老式については、年内満75歳以上を対象に、当面は、旧町ごとに実施することとし、内容等を新市において調整する。(2) 金婚式については、合併時に廃止する。(3) 在宅高齢者等介護手当支給事業については、合併時に廃止する。(4) 長寿祝金については、合併時に再編するという調整内容でございます。それでは、30ページをお願い致します。高齢者福祉事業につきましても、国又は県が定める制度につきましても、事業実施要綱に準拠しながら引き続き推進し保

健福祉制度の充実に努めるということでございます。概ね65歳以上の低所得者の1人暮らし老人に対する日常生活用具給付事業につきましては、現行のとおりとするものでございます。家族介護慰労金の支給につきましても現行のとおりとするものでございます。家族介護用品支給事業につきましては、国の要綱どおりに昭和町、飯田川町の例によるということでございます。在宅介護支援センターの3町の現況を記載してございます。基幹型は天王町に1ヶ所、地域型は旧町に1ヶ所ずつの3ヶ所にするという調整案でございます。それでは31ページをお願いいたします。緊急通報体制等整備事業のふれあい安心電話につきましては、合併時までにシステム等を調整するというものでございます。生きがい活動支援通所事業につきましては、利用料等につきまして合併時までに調整するものでございます。生活管理指導員派遣事業等につきましては、利用料等につきまして合併時までに調整するものでございます。軽度生活援助事業につきましては新市においても実施し、事業内容等につきましては合併時までに調整するものでございます。配食サービス事業につきましては新市においても実施し、事業内容、利用料等につきまして合併時までに調整するものでございます。32ページをお願い致します。寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業に関しましても、合併時までに調整するものでございます。各町独自に実施している敬老事業につきましては、従来の実情を尊重し、制度の趣旨、目的が効果的に機能するように調整することを基本としております。敬老式の3町の現況は表のとおりでございます。敬老式については9月に開催し、会場は旧町ごとに行い、対象年齢は満75歳以上にするということでございます。金婚式と在宅高齢者等介護手当支給事業につきましては、合併時に廃止するという調整内容でございます。それでは33ページをお願い致します。長寿祝金のことでございますが、平成15年度の3町の現況を記載してございます。新市におきましては、具体的な調整方法のとおり支給をしたいという調整内容でございます。なお、在住年数等の支給対象者につきましては、合併時までに調整するものでございます。以上でございます。

会 長（石川天王町長）

只今の協議第50号について、ご意見ご質問ありましたらお願いします。

〔異議なしの声〕

会 長（石川天王町長）

異議なしという声がございますが、これを確認してもよろしゅうございますか。

〔異議なしの声〕

会 長（石川天王町長）

それでは確認となりました。確認月日をご記入して下さい。

続きまして協議第51号、社会福祉協議会の取扱いについてを議題とします。事務局から説明をお願い致します。

説明者（事務局長補佐 菅原）

それでは34ページをお願い致します。協議第51号、社会福祉協議会の取扱いについて。社会福祉協議会の取扱いについて、次のとおり提案する。社会福祉協議会への事業委託については、社会福祉協議会の実情を尊重しながら、調整に努めるという調整内容でございます。35ページをお願い致します。社会福祉協議会は、社会福祉事業法に基づきまして地域の福祉向上を目的として住民と福祉関係機関、団体により構成された民間福祉団体をいう訳でございますが、現在3町が社会福祉協議会へ委託している事業内容は現況のとおりでございます。今後新市におきまして委託する事業内容等は、社会福祉協議会の実情を尊重しながら相談を重ね、調整に努めるものでございます。

が、1番、2番、3番、4番、5番、7番、8番、10番の事業は今後新市において委託する予定でございます。以上でございます。

会 長（石川天王町長）

この協議第51号について、ご意見ご質問等ありましたらお願いします。

〔異議なしの声〕

会 長（石川天王町長）

ないようでございますので、協議第51号については原案のとおり確認してもよろしゅうございますか。

〔異議なしの声〕

会 長（石川天王町長）

それでは確認になりました。確認月日をご記入願いたいと思います。

つづきまして協議第52号、勤労者、消費者関連事業の取扱いについてを議題と致します。説明をお願いします。

説明者（事務局長補佐 菅原）

それでは36ページをお願い致します。協議第52号、勤労者、消費者関連事業の取扱いについて。勤労者、消費者関連事業の取扱いについて、次のとおり提案する。1.勤労者関連事業については、勤労者の支援の観点から、引き続き福祉増進に努める。2.消費者関連事業については、消費者保護の観点から、引き続き施策等の推進に努めるという調整内容でございます。それでは37ページをお願い致します。現在、勤労者関連事業につきましては、勤労青少年ホームの維持、開設がございます。勤労者の支援の観点から、引き続き福祉増進に努めるものでございます。また、消費者関連事業と致しましては、消費生活相談、消費者問題に係る啓発活動、秋田県生活センターとの連携を行っております。引き続き、消費者保護の観点から政策等の推進に努めるものでございます。以上でございます。

会 長（石川天王町長）

この協議第52号について、ご意見ご質問をお願いします。

〔異議なしの声〕

会 長（石川天王町長）

ないようでございますので、原案のとおり確認してもよろしゅうございますか。

〔異議なしの声〕

会 長（石川天王町長）

では確認になりました。確認月日をご記入願います。

続いて協議第53号、平成16年度天王町・昭和町・飯田川町合併協議会事業計画（案）についてを議題と致します。説明をお願いします。

説明者（事務局長 幸村）

そうすれば協議第53号であります。39ページをご説明致します。平成16年度天王町・昭和町・飯田川町合併協議会事業計画（案）であります。16年度事業は本協議会規約第3条の規定に基づき、ここに示してある9項目について計画しております。1と致しましては、協議会及び幹事会の開催であります。2と致しましては、53項目の合併協定項目の調整。3と致しましては、合併特例法に定める新市建設計画の策定。4としては、新市建設計画などに関する住民説明会の開催。5は、約1500項目にわたる事務事業の調整及び一元化。6は、新市施行に向けた新例規立

案と策定。7は、新市の業務遂行のための電算業務の調整と一元化。8は、合併協議状況等をお知らせする協議会だよりの発行及びホームページの作成。9は、その他の必要な事項となっております。以上です。

会 長（石川天王町長）

このことについて、ご意見ご質問ありましたらお願いします。

堀井委員（天王町）

この内容については特別ございませんが、概ね言ってみれば今年が最終年度ということになりますから、いつ頃までにそれぞれのこの事業が進められていくのか、次回までにできる限りの明示をして頂きたいと思います。その上でまた、その内容等について協議をさせて頂きたい。特にこの中でも、新市の建設計画の策定などというのは、どの程度まで進んでいて内容はどうなのか非常に気になるところでありますから、特に次までにはこの部分は確実にご提示頂きたいというふうに思います。以上です。

会 長（石川天王町長）

それを条件といいますか、前提にして確認してもよろしゅうございますか。次回までは明示することができるでしょう。大体のスケジュールを。

説明者（事務局長 幸村）

全体のスケジュールも含めまして明示致しますが、新市建設計画については次回提案するよう準備を進めております。

会 長（石川天王町長）

そうすれば、このことについては確認してもよろしゅうございますか。

〔異議なしの声〕

会 長（石川天王町長）

それでは確認になりました。確認月日をご記入下さい。

続きまして協議第54号、平成16年度天王町・昭和町・飯田川町合併協議会予算（案）についてを議題と致します。事務局から説明をお願いします。

説明者（事務局長 幸村）

そうすれば協議第54号であります。41ページからご説明して参ります。協議第54号、平成16年度天王町・昭和町・飯田川町合併協議会予算（案）についてご説明致します。歳入歳出予算第1条でございますが、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ15,502千円でございます。それでは歳入歳出別に内容をご説明致します。44ページをお願い致します。はじめに2の歳入について申し上げます。1款1項1目負担金は、3町の負担金で9,000千円でございます。2款1項1目県補助金4,000千円は、県からの法定合併協議会支援事業費補助金でございます。3款1項1目繰越金は2,500千円でございます。4款1項1目諸収入は2千円で、その内訳は1節預金利子、2節雑入は存置項目となっております。45ページの歳出について申し上げます。1款1項1目会議費は1,717千円でございます。その内訳として、1節報酬1,296千円は、協議会委員等の報酬でございます。11節需用費は395千円、会議費の賄いでございます。14節使用料及び貸借料26千円は、会場借上料でございます。それから2項の1目事務費でございますが、6,220千円ございまして、共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、使用料及び貸借料となっております。次のページをお願い致します。2款1項1目の事業推進費7,265千円でございますが、8節報償費の100千円は名称募集記念品でございます。本日名称が確認されました

ので、正副会長とご相談致しましてその記念品の抽選等を今後考えて参りたいと考えております。それから9節の旅費752千円、これは職員による視察であります。それから11節需用費5,194千円。これは協議会だよりや新市建設計画の印刷製本費と住民説明会時の賄い費でございます。13節委託料1,219千円は、例規策定支援業務及びホームページ更新業務の支援でありまして、いずれもこういう業務を支援して頂くものの委託料でございます。次に、3款1項1目予備費は300千円でございます。以上で説明を終わります。

会 長（石川天王町長）

この54号について、ご意見ご質問ありましたらお願いします。

〔異議なしの声〕

会 長（石川天王町長）

それでは、54号については原案のとおり決定になりました。確認月日のご記入をお願い致します。

それでは、5の次回の開催日についてを議題と致します。事務局から説明をして下さい。

説明者（事務局長 幸村）

47ページをお願い致します。次回開催日についてであります。第13回合併協議会の開催日については、4月15日に昭和町農村環境改善センターにおいて開催致します。以上でございます。

会 長（石川天王町長）

これでよろしゅうございますね。それでは予定された次第は終わりました。今日は、潟上市という名前も皆さんの真剣なご討議によって満場一致に決定になりました。皆さんの真摯なるご協議に感謝を申し上げまして本日の会議を閉じさせていただきます。ご苦労さまでした。